

●参加表明等に関する質問への回答

質問No.	質問箇所	質問内容	回答	
1	実施要領 様式集	P1～2 様式-2 様式-5	参加団体の形態として、団体（JV）による公募参加は可能でしょうか。	団体（JV）による参加は可能です。
2	実施要領 様式集	P1～2 様式-5	団体（JV）で公募参加する場合、業務実績について、構成員も含めてすべての会社の実績を満たす必要がありますか。	参加条件に実績要件は設けていません。
3	実施要領 様式集	P1～2 様式-2 様式-5	団体（JV）で参加する場合、参加表明書等提出期限（5/7）の時点においては、JVを組成した旨の協定書等の提出は時間的に難しいと考えますが、団体（JV）組成後、速やかに提出すればよいとの理解でよいでしょうか。	協定書は「優先交渉権者の特定等結果通知」の通知後に速やかに提出をいただければ結構です。
4	実施要領 様式集 仕様書	P4 様式-5 P3	仕様書P3 4その他において、「本業務の受託者には、令和7～8年度に実施を予定している設計施工事業者及び指定管理者選定支援に関する業務を発注する予定である」となっていますが、団体（JV）として契約した場合、団体（JV）への随契にあたって、団体（JV）組織の変更は原則できないと認識しておりますが、令和7年度、令和8年度ともに、設計施工事業者及び指定管理者選定支援に関する関連業務が継続して発注されると理解してよいでしょうか。	令和7～8年度の業務契約にあたり、団体（JV）組織の変更は原則行えません。また、令和7年度、令和8年度ともに、設計施工事業者及び指定管理者選定支援に関する関連業務を継続して発注予定ですが、予算の成立が前提となります。
5	実施要領	P5	プロポーザル実施要領10(5)に記載がある「事業スケジュール（案）」は、いつ交付されるでしょうか。	参加資格確認結果通知（令和6年5月8日）の際に、参加資格者に交付します。
6	実施要領 様式集	P8 様式-8	配置予定管理技術者の能力及び経験等、情報収集力、地域精通度として、①富士市内②近隣市③静岡県における実績が挙げられていますが、法人組織ではなく個人の実績を対象とした理由についてご教授ください。	業務遂行に当たり、実際に業務に携わる管理技術者の地域精通度を高く評価したいと考えているためです。
7	実施要領 様式集	P9 様式-12、13	プロポーザル実施要領14(1)の配置予定担当技術者を2名以上とする場合、様式-12経歴書及び様式-13業務実績表等の提出は各担当者に必要でしょうか。	様式-12及び様式-13については、評価対象となる担当者1名分の提出で構いません。
8	実施要領	P9	プロポーザル実施要領14(1)の配置予定担当技術者を2名以上とする場合、評価基準の対象となるのは評価点の高い担当技術者を採用するという認識でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
9	様式集	様式-2	プロポーザル参加表明書について、団体（JV）として参加する場合、JV名称ではなくJV代表者による記名押印でよろしいでしょうか。また、JV構成員の記名は不要でよろしいでしょうか。	様式-2へは、JV代表者のみの記名、押印で構いません。
10	様式集	様式-2	プロポーザル参加表明書について、団体（JV）として参加する場合、JV組成が完了していない場合でもJV代表者による参加表明書の提出により参加可能と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、構成員がいる場合は、様式-5へ記入をして下さい。
11	様式集	様式-5	①の代表者及び②構成員は、貴市業者登録の現地事務所が本社と異なる場合については、本社での記載という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
12	様式集	様式-5	注3に記載のある業務実績は、貴市業者登録の現地事務所が本社と異なる場合については、現地事務所を含む本社の実績と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

質問No.	質問箇所	質問内容	回答	
13	様式集	様式-7 (2) 予定担当技術者	手持ち業務記入については、予定担当者が複数の場合は、各担当者について表を作成し、氏名を示した上で作成するという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
14	仕様書	P1	仕様書3業務内容について、各業務に「整理」と記載ありますが、具体的にどのような業務を実施するのでしょうか。	(1) 設計施工事業者発注支援のアとウに記載の整理は、基本設計を実施設計に実現する段階において、疑義や課題となる箇所及び条件、要件（注意すべき点）についてリスト化するものです。また、工事区分表において変更が生じる場合、その資料を作成するものです。 イcに記載の整理については、表現が曖昧であることから、「入札説明書添付書類の作成」に改めることとします。 オcに記載の整理については、評価委員の意見を取りまとめるものです。
15	仕様書	P1	仕様書3(1)アa(b)「関連事業」とは、実施要領P6/10(5)ウに記載の「富士駅北口で計画されている公益施設整備事業（本事業）、駅前広場整備事業、再開発事業」の認識でよいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、駅前広場の整備事業についてはペDESTリアンデッキの工事も含みます。
16	仕様書	P1	仕様書3(1)アb「基本設計の内容の確認及び整理」は、基本設計業務範疇の基本設計図の作成及びこれを補足・補完する資料等の作成業務は本業務に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	基本設計業務の範疇の基本設計図の作成及びこれを補足、補完する資料は原則業務に含まないこととしますが、質問14で回答した整理により補足が生じる資料等の作成は本業務に含むものとします。
17	仕様書	P1	仕様書3(1)アc「基本設計内容に関する関係機関への確認」とは、具体的にどのような業務を実施するのでしょうか。	本業務の契約時点で、基本設計内容について関係機関の合意形成が得られていない事案がある場合には、市及び基本設計者と協力して、関係機関と協議・確認を行うものです。
18	仕様書	P1	仕様書3(1)アド「設計施工事業費上限額の算定」とは、具体的にどのような業務を実施するのでしょうか。	最新の物価動向を踏まえ、基本設計を実現するために必要となる適正事業費を算出し、関連事業や建築工事以外の事業区分を仕分けた上で、設計施工一括発注の上限額を設定するものです。